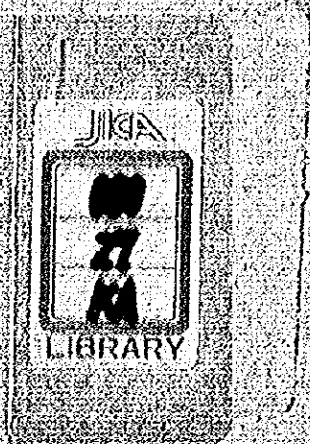


健康管理、社会保険のしおり

昭和43年12月

海外技術協力事業団  
総務部 人事厚生課



|          |           |
|----------|-----------|
| 国際協力事業団  |           |
| 受入<br>月日 | 84. 5. 23 |
|          | 000       |
|          | 27        |
| 登録No.    | 07180     |
|          | KA        |

PA  
1.7  
K

## まえがき

### (福利厚生とは)

海外技術協力事業団の発展は、私達職員がそれぞれの仕事に全能力を傾けることができるか否かにかかっています。そのためには、私達みんなが健康であること、家庭に悩みなどのないことがどうしても必要です。

事業団の行なっている福利厚生のための諸施策も、職員全部が後顧の憂いなく業務に専念できるようにとの観点に立つものに外なりません。

福利厚生の制度は大別すると健康管理、健康保険、厚生年金保険、失業保険、労働者災害補償保険などのように法律によってその実施が義務づけられている社会保障的なものと、慶弔見舞金、貸付金などの制度や、団体保険、交通事故傷害保険、職員住宅などの施設運営、さらに文化、体育活動などのように事業団内で自主的に行なっている職域的な事業があります。

これら事業のために企業が支出する福利費は、法定部分については、あまり格差はありませんが、法定外福利費あるいは企業内福利費と呼ばれる部分については、企業の規模や方針によって相当の差が見られます。

職員の福利厚生は、健全な事業団の発展のために欠くことのできない大切な事業です。私達は、それらの内容をよく知って、豊かな生活を送るために十分に活用するよう心がけましょう。

JICA LIBRARY 52.3.8  
1027819[0] 5300

## 目 次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 健康管理はどうしているか       | 1  |
| 1. 衛生管理医           | 1  |
| 2. 健康診断            | 1  |
| 3. 健康度             | 1  |
| 4. 軽勤務             | 2  |
| 社会保険の制度はどうなっているか   | 3  |
| 1. 健康保険            | 3  |
| 制度のあらまし            | 3  |
| 健康保険による法定給付の一覧表    | 6  |
| 資格を失ったあとの給付        | 8  |
| 身近な法律給付のいろいろ       | 9  |
| 交通事故にあったら          | 9  |
| 被保険者の諸手続           | 11 |
| 2. 厚生年金保険          | 12 |
| 制度のあらまし            | 12 |
| 保険給付の一覧表           | 13 |
| 3. 失業保険            | 14 |
| 制度のあらまし            | 14 |
| 失業保険で受けられる給付       | 14 |
| その他受けられる給付         | 15 |
| 失業保険金額表            | 16 |
| 4. 労働者災害補償保険       | 16 |
| 制度のあらまし            | 16 |
| 保険給付の一覧表           | 17 |
| 厚生年金保険の年金受給の場合の取扱い | 18 |

## 健康管理はどうしているか

### 1. 衛生管理医

労働基準法は、使用者に対して採用時および年1回以上全労働者の健康診断を行ない、また職場の安全と衛生（同法第5章第42条から第55条まで）に必要な措置を講ずるよう義務づけています。

事業団では、厚生年金病院の内科医師を、アジア経済研究所と共同で衛生管理医に委嘱し非常勤として毎週定期に健康診断や保健指導、診療に当たっていただいております。

### 2. 健康診断

健康診断は、私達の健康を守るために欠くことのできないものです。主な目的は、結核および成人病、職業病などの早期発見と予防にあり、事業団では、毎年秋に胸部レントゲン撮影と血圧測定を実施しており、この検査でより精密な検査を受けることを指示された者に対しては、更に聴打診、一般計測、血液検査、尿検査、心電図、直接撮影等の検査を実施して、職員の健康状態を把握するとともに、健康保持に必要な指示管理を行なっています。又必要に応じインフルエンザ、コレラ等の予防接種も実施しています。

私達は、多くの人々と、とり分け、外国人と接触の多い仕事をする関係上、思わぬ病菌におかされたり、知らぬ間に他人に病気をうつしたりするおそれがあります。定期健康診断の通知があったら必ず受診し、常に健康を保持するように心がけましょう。

特に学窓から職場に入られた方は、生活環境の急変による心身の負担から私生活上のちょっとした無理が疾病のもとになりがちですから十分な休養をとり適度の運動を行なって節度ある生活を送るようにしましょう。

### 3. 健康度

健康診断その他によって異常が発見されると、精密検査の結果に基づき要注意あるいは、要療養などの健康度を指定され、必要な健康管理を受けます。健康度の区分および内容は下表のとおりです。

健康度区分表

| 健康度   |                   | 区分例示                              | 管理基準   |                     |
|-------|-------------------|-----------------------------------|--|---------------------|
| 健康者   | A <sub>1</sub>    | 健康者                               | 年2回又は必要に基じて健康診断を受ける。                             |                     |
|       | A <sub>2</sub>    | ツベルクリン反応未陽転者                      |  |                     |
|       | A <sub>3</sub>    | 結核既往者                             |  |                     |
| 要注核   | B <sub>1</sub>    | ツベルクリン反応陽転後1年半以内の者                | 3カ月毎に精密検査並びに医師による保健指導を受ける。<br>又、必要に応じて医師の治療を受ける。 | 超勤、出張、当直などの制限       |
|       | B <sub>2</sub>    | 病状が軽症の者、或は回復に著急の傾向が著しい者           |  | 同上の禁止               |
|       | B <sub>3</sub>    | 病状が一応落ち着いているが、なお医師の監視を要する者        |  | 軽勤務                 |
|       | B <sub>4</sub>    | 症状の増成を要する者、又は復職後軽勤務中の者            |  |                     |
| 意高血圧者 | b <sub>2</sub>    | 病状が軽度であるが医師の定期的観察を必要とする者          |  |                     |
|       | b <sub>3</sub>    | 中等度の病状のため医師の嚴重な監視を必要とする者          | 超勤、出張、当直などの制限                                    |                     |
|       | その他               | 病気が回復期の者、又は慢性疾患のため長期にわたり経過観察を要する者 |  |                     |
| 要療養者  | 結核 C <sub>1</sub> | 病状が活動性、進行性の者、或はその疑いのある者           | 自宅静養   | 就業禁止                |
|       | C <sub>2</sub>    |                                   | 入院治療   | 療養命令                |
|       | 高血圧<br>その他の疾患     |                                   | 入院又は外来治療   | 病状に応じて就業禁止又は療養を勧奨する |

4. 軽勤務

病気で休職を命ぜられた者が治癒して復職した場合、特に結核性疾患については、医師の診断に基づき相当期間の軽勤務（勤務時間の短縮）が命ぜられます。

## 社会保険の制度はどうなっているか

私達は、事業団に入ると同時に健康保険、厚生年金保険、および失業保険に加入し、その被保険者になります。

### 1. 健康保険

制度のあらまし

(目的と保険者)

健康保険とは、被保険者(本人)の業務外の疾病、負傷、死亡、分娩およびその扶養家族の疾病、負傷、死亡、分娩について保険給付を行ない不測の経済的負担から家庭を守るとともに、職員およびその家族の健康保持、増進のためにいろいろの施策や施設を実行し、運営することを目的としている制度で、政府が行なうものと、その職場の構成員が健康保険組合を組織して運営するものとの二種類があります。事業団の場合は、政府が管理運営している政府管掌の保険です。

(被保険者)

保険に加入している人を被保険者と呼びますが、健康保険の被保険者は常時5人以上の労働者を使用している工場、鉱山、商店、事務所、銀行、会社などの事業所に働いている人はすべて本人の意志にかかわらず強制的に被保険者となります。

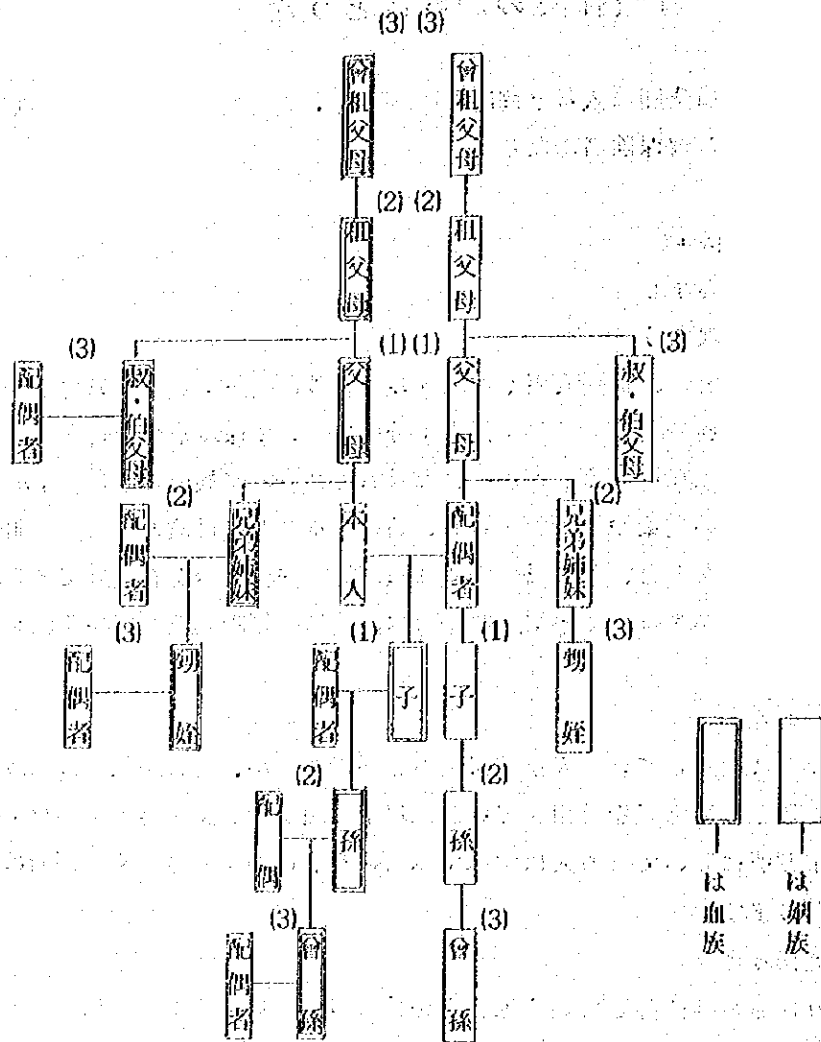
(被扶養者)

みなさんが扶養している家族を被扶養者といいますが、健康保険の被扶養者として認められる範囲は別表のとおりで次の場合に限ります。

1) 被保険者の直系尊属、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含まれます。)および子であって、主として被保険者の収入によって生活しているもの。

2) 被保険者の3親等内の親族で被保険者と同一の世帯にいるものが主として被保険者の収入によって生活しているもの。

被扶養者の範囲



(標準報酬月額と保険料)

みなさん方に保険給付をしたり、保険料を算定したりする基準とするためにみなさんの実際にもらっている給与(本俸、職務手当、扶養手当、超過勤務手当、通勤手当)や賃金をもとにして、下表のように定められておりますが、就職時と、原則として毎年1回8月(給与の額に異動があった場合は臨時に)に前3カ月分の給与総額を平均して決められ、10月から変更されますので毎月



健康保險標準報酬月額保險  
厚生年金保險

| 標準報酬 |    | 報酬月額    |       | 健康保險              |       |       |        |      |
|------|----|---------|-------|-------------------|-------|-------|--------|------|
| 等級   | 月額 | 口額      | 報酬月額  |                   | 保險料   | 事業主負担 | 被保險者負担 |      |
| 健保   | 年金 |         |       |                   |       |       |        |      |
| 1    |    | 3,000円  | 100円  | 3,500円未満          |       | 210円  | 105円   | 110円 |
| 2    |    | 4,000   | 130円  | 3,500円以上・4,500円未満 |       | 280   | 140    | 140  |
| 3    |    | 5,000   | 170   | 4,500" 5,500      | 350   | 175   | 175    |      |
| 4    |    | 6,000   | 200   | 5,500" 6,500      | 420   | 210   | 210    |      |
| 5    | 1  | 7,000   | 230   | 6,500" 7,500      | 490   | 245   | 245    |      |
| 6    | 2  | 8,000   | 270   | 7,500" 8,500      | 560   | 280   | 280    |      |
| 7    | 3  | 9,000   | 300   | 8,500" 9,500      | 630   | 315   | 315    |      |
| 8    | 4  | 10,000  | 330   | 9,500" 11,000     | 700   | 350   | 350    |      |
| 9    | 5  | 12,000  | 400   | 11,000" 13,000    | 840   | 420   | 420    |      |
| 10   | 6  | 14,000  | 470   | 13,000" 15,000    | 980   | 490   | 490    |      |
| 11   | 7  | 16,000  | 530   | 15,000" 17,000    | 1,120 | 560   | 560    |      |
| 12   | 8  | 18,000  | 600   | 17,000" 19,000    | 1,260 | 630   | 630    |      |
| 13   | 9  | 20,000  | 670   | 19,000" 21,000    | 1,400 | 700   | 700    |      |
| 14   | 10 | 22,000  | 730   | 21,000" 23,000    | 1,540 | 770   | 770    |      |
| 15   | 11 | 24,000  | 800   | 23,000" 25,000    | 1,680 | 840   | 840    |      |
| 16   | 12 | 26,000  | 870   | 25,000" 27,000    | 1,820 | 910   | 910    |      |
| 17   | 13 | 28,000  | 930   | 27,000" 29,000    | 1,960 | 980   | 980    |      |
| 18   | 14 | 30,000  | 1,000 | 29,000" 31,000    | 2,100 | 1,050 | 1,050  |      |
| 19   | 15 | 33,000  | 1,100 | 31,500" 34,000    | 2,310 | 1,155 | 1,155  |      |
| 20   | 16 | 36,000  | 1,200 | 34,500" 37,500    | 2,520 | 1,260 | 1,260  |      |
| 21   | 17 | 39,000  | 1,300 | 37,500" 40,500    | 2,730 | 1,365 | 1,365  |      |
| 22   | 18 | 42,000  | 1,400 | 40,500" 43,500    | 2,940 | 1,470 | 1,470  |      |
| 23   | 19 | 45,000  | 1,500 | 43,500" 46,500    | 3,150 | 1,575 | 1,575  |      |
| 24   | 20 | 48,000  | 1,600 | 46,500" 50,000    | 3,360 | 1,680 | 1,680  |      |
| 25   | 21 | 52,000  | 1,730 | 50,000" 54,000    | 3,640 | 1,820 | 1,820  |      |
| 26   | 22 | 56,000  | 1,870 | 54,000" 58,000    | 3,920 | 1,960 | 1,960  |      |
| 27   | 23 | 60,000  | 2,000 | 58,000" 62,000    | 4,200 | 2,100 | 2,100  |      |
| 28   |    | 64,000  | 2,130 | 62,000" 66,000    | 4,480 | 2,240 | 2,240  |      |
| 29   |    | 68,000  | 2,270 | 66,000" 70,000    | 4,760 | 2,380 | 2,380  |      |
| 30   |    | 72,000  | 2,400 | 70,000" 74,000    | 5,040 | 2,520 | 2,520  |      |
| 31   |    | 76,000  | 2,530 | 74,000" 78,000    | 5,320 | 2,660 | 2,660  |      |
| 32   |    | 80,000  | 2,670 | 78,000" 83,000    | 5,600 | 2,800 | 2,800  |      |
| 33   |    | 86,000  | 2,870 | 83,000" 89,000    | 6,020 | 3,010 | 3,010  |      |
| 34   |    | 92,000  | 3,070 | 89,000" 95,000    | 6,440 | 3,220 | 3,220  |      |
| 35   |    | 98,000  | 3,270 | 95,000" 101,000   | 6,860 | 3,430 | 3,430  |      |
| 36   |    | 104,000 | 3,470 | 101,000"以上        | 7,280 | 3,640 | 3,640  |      |

健康保險標準報酬月額保險料額表

| 標準報酬 |     | 報 酬 月 額 |       | 健 康 保 險           |       |           | 厚 生 年 金 保 險 |             |             |                     |             |
|------|-----|---------|-------|-------------------|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|
| 等 級  | 年 金 | 月 額     | 日 額   | 報 酬 月 額           | 保 險 料 | 事 業 主 負 担 | 被 保 險 者 負 担 | 保 險 料       |             | 事 業 主 及 被 保 險 者 負 担 |             |
| 健 保  | 年 金 |         |       |                   |       |           |             | 第 一 種 (男 子) | 第 二 種 (女 子) | 第 一 種 (男 子)         | 第 二 種 (女 子) |
| 1    |     | 3,000円  | 100円  | 3,500円未満          | 210円  | 105円      | 105円        |             |             |                     |             |
| 2    |     | 4,000   | 130円  | 3,500円以上、4,500円未満 | 280   | 140       | 140         |             |             |                     |             |
| 3    |     | 5,000   | 170   | 4,500" 5,500      | 350   | 175       | 175         |             |             |                     |             |
| 4    |     | 6,000   | 200   | 5,500" 6,500      | 420   | 210       | 210         |             |             |                     |             |
| 5    | 1   | 7,000   | 230   | 6,500" 7,500      | 490   | 245       | 245         |             |             |                     |             |
| 6    | 2   | 8,000   | 270   | 7,500" 8,500      | 560   | 280       | 280         | 385円        | 273円        | 192.5               | 136.5円      |
| 7    | 3   | 9,000   | 300   | 8,500" 9,500      | 630   | 315       | 315         | 440         | 312         | 220                 | 156         |
| 8    | 4   | 10,000  | 330   | 9,500" 11,000     | 700   | 350       | 350         | 495         | 351         | 247.5               | 175.5       |
| 9    | 5   | 12,000  | 400   | 11,000" 13,000    | 840   | 420       | 420         | 550         | 390         | 275                 | 195         |
| 10   | 6   | 14,000  | 470   | 13,000" 15,000    | 980   | 490       | 490         | 660         | 468         | 330                 | 234         |
| 11   | 7   | 16,000  | 530   | 15,000" 17,000    | 1,120 | 560       | 560         | 770         | 546         | 385                 | 273         |
| 12   | 8   | 18,000  | 600   | 17,000" 19,000    | 1,260 | 630       | 630         | 880         | 624         | 440                 | 312         |
| 13   | 9   | 20,000  | 670   | 19,000" 21,000    | 1,400 | 700       | 700         | 990         | 702         | 495                 | 351         |
| 14   | 10  | 22,000  | 730   | 21,000" 23,000    | 1,540 | 770       | 770         | 1,100       | 780         | 550                 | 390         |
| 15   | 11  | 24,000  | 800   | 23,000" 25,000    | 1,680 | 840       | 840         | 1,210       | 858         | 605                 | 429         |
| 16   | 12  | 26,000  | 870   | 25,000" 27,000    | 1,820 | 910       | 910         | 1,320       | 936         | 660                 | 468         |
| 17   | 13  | 28,000  | 930   | 27,000" 29,000    | 1,960 | 980       | 980         | 1,430       | 1,014       | 715                 | 507         |
| 18   | 14  | 30,000  | 1,000 | 29,000" 31,000    | 2,100 | 1,050     | 1,050       | 1,540       | 1,092       | 770                 | 546         |
| 19   | 15  | 33,000  | 1,100 | 31,500" 34,000    | 2,310 | 1,155     | 1,155       | 1,650       | 1,170       | 825                 | 585         |
| 20   | 16  | 36,000  | 1,200 | 34,500" 37,500    | 2,520 | 1,260     | 1,260       | 1,760       | 1,287       | 907.5               | 643.5       |
| 21   | 17  | 39,000  | 1,300 | 37,500" 40,500    | 2,730 | 1,365     | 1,365       | 1,980       | 1,404       | 990                 | 702         |
| 22   | 18  | 42,000  | 1,400 | 40,500" 43,500    | 2,940 | 1,470     | 1,470       | 2,145       | 1,521       | 1,072.5             | 760.5       |
| 23   | 19  | 45,000  | 1,500 | 43,500" 46,500    | 3,150 | 1,575     | 1,575       | 2,310       | 1,638       | 1,155               | 819         |
| 24   | 20  | 48,000  | 1,600 | 46,500" 50,000    | 3,360 | 1,680     | 1,680       | 2,475       | 1,755       | 1,237.5             | 877.5       |
| 25   | 21  | 52,000  | 1,730 | 50,000" 54,000    | 3,640 | 1,820     | 1,820       | 2,640       | 1,872       | 1,320               | 936         |
| 26   | 22  | 56,000  | 1,870 | 54,000" 58,000    | 3,920 | 1,960     | 1,960       | 2,860       | 2,028       | 1,430               | 1,014       |
| 27   | 23  | 60,000  | 2,000 | 58,000" 62,000    | 4,200 | 2,100     | 2,100       | 3,080       | 2,184       | 1,540               | 1,092       |
| 28   |     | 64,000  | 2,130 | 62,000" 66,000    | 4,480 | 2,240     | 2,240       | 3,300       | 2,340       | 1,650               | 1,170       |
| 29   |     | 68,000  | 2,270 | 66,000" 70,000    | 4,760 | 2,380     | 2,380       |             |             |                     |             |
| 30   |     | 72,000  | 2,400 | 70,000" 74,000    | 5,040 | 2,520     | 2,520       |             |             |                     |             |
| 31   |     | 76,000  | 2,530 | 74,000" 78,000    | 5,320 | 2,660     | 2,660       |             |             |                     |             |
| 32   |     | 80,000  | 2,670 | 78,000" 83,000    | 5,600 | 2,800     | 2,800       |             |             |                     |             |
| 33   |     | 86,000  | 2,870 | 83,000" 89,000    | 6,020 | 3,010     | 3,010       |             |             |                     |             |
| 34   |     | 92,000  | 3,070 | 89,000" 95,000    | 6,440 | 3,220     | 3,220       |             |             |                     |             |
| 35   |     | 98,000  | 3,270 | 95,000" 101,000   | 6,860 | 3,430     | 3,430       |             |             |                     |             |
| 36   |     | 104,000 | 3,470 | 101,000"以上        | 7,280 | 3,640     | 3,640       |             |             |                     |             |

徴収される保険料も普通の場合1年間変わりません。

また、保険事業は大部分みなさんと事業主の負担する保険料と国庫からの補助金で賄われております。政府管掌の健康保険料率は1,000円につき70円と定められ、その負担の割合は事業主と本人それぞれ2分の1づつとなっています。

(薬代一部負担金を免除される人)

一つの薬で1日分15円をこえる薬をもらうとき、15円の一部負担金が必要となりましたが、標準報酬月額(給料とほぼ同額)が低い人は、一部負担金を支払わなくてもよいという特例です。

独身で標準報酬等級が15級(24,000円)以下の人は、全面的に薬代の一部負担金は必要ありません。また被扶養者のいる人は、被扶養者1人について6,000円づつ免除される基準が引き上げられます。

つまり、被扶養者が1人の場合なら30,000円(標準報酬等級18級)、2人なら36,000円(標準報酬等級20級)以下の人は薬代の一部負担金は免除されます。

そしてこの薬代の一部負担金が免除される人達には、健康保険に加入と同時に証明書が交付されます。この証明書を医療機関にかかるとき、健康保険被保険者証と同時に提示すればよいことになっています。

この証明書は、交付されてから1年間有効ですので保険証とともに大切に保管しておいて下さい。

健康保険による法定給付の一覧表

(被保険者)

| 給付の種類                                |             | 給付の内容   |
|--------------------------------------|-------------|---|
| 病<br>気<br>や<br>け<br>が<br>の<br>と<br>き | 療養の給付<br>通院 | 保険を扱っている病院、診療所に被保険者証を出せば初診のときに200円を支払うだけで治療するまで受けられます。また1日1剤15円を越える薬剤をもらうときは15円を負担しなければなりません。(特例別記)                                       |
|                                      | 入院          | 通院のときと同様に診療その他の給付が受けられるほか、1カ月間を限度に1日60円の一部負担金を支払えば入院の費用も必要に応じて看護の費用も保険でみてもらえますし給食、寝具の給付も行なわれます。同一傷病で入院が1カ月を超えると、超えた日から治療までの間一部負担金が免除されます。 |
|                                      | 看護料         | 看護の給付を扱っていない病院などに入院したとき、必要に応じて看護の費用を請求すれば現金で支給されます。事前に「看護承認申請書」を提出  |
|                                      | 移送費         | 歩けない患者が入院、帰郷、転地療養のために要した交通の費用が支給されます。ただし患者を診療した医師の指示が必要です。  |
|                                      | 療養費         | 緊急その他やむを得ず保険を扱っていない病院、診療所で診療を受けたとき、又は被保険者証を提示しないで診療を受けたときで、現金で医療費を支払ったときは、規定の診療費を標準に計算された額が現金で支給されます。医療費の領収書と「療養費支給申請書」を提出                |
|                                      | 傷病手当金       | 療養のため休んで給料がもらえないとき、欠勤4日目から普通病6カ月、結核性1年6カ月まで標準報酬日額の100分の60相当が支給されます。被扶養者がいない場合には、100分の40に減額されます。「傷病手当金請求書」を提出                              |
|                                      | 分娩費         | 標準報酬月額の半額が支給されます。その額が6000円にならないときは6000円、双生児のときは1児ごとにまた死産、流産でも、妊娠4カ月以上なら支給されます。「分娩費請求書」を提出   |

| 給付の種類               |        | 給 付 の 内 容   |
|---------------------|--------|---|
| 出産をしたとき<br>(女子職員のみ) | 出産手当金  | 産前、産後の各42日間以内に会社を休み給料をもらえない日数に対して標準報酬月額 <sup>1</sup> の100分の60が支給されます。被扶養者がいない場合には100分の40が支給されます。<br>「出産手当金請求書」を提出 |
|                     | 育児手当金  | 出産した場合、育児の費用の一部として2000円支給されます。<br>「育児手当金請求書」を提出   |
| 死亡したとき              | 埋葬料(費) | 遺族に故人の標準報酬月額 <sup>1</sup> の1カ月分(埋葬料)が、遺族がいないときには、葬儀を行なった者に埋葬料の範囲内でかかった額(埋葬費)が支給されます。<br>「埋葬料(費)請求書」を提出            |

(被扶養者の場合)

| 給付の種類    |          | 給 付 の 内 容   |
|----------|----------|---|
| 病気やけがのとき | 家族療養費    | 保険を扱っている病院、診療所に被保険者証を出せば、診療費、入院料など被保険者と全く同じ給付が、半額負担で受けられます。<br>緊急その他や善を得ず保険を扱っていない病院、診療所で診療を受けたとき、又は被保険者証を提示しないで診療を受けたときは、診療費の領収書をつけて必要な手続をすれば、規定の診療費を標準に計算した額の半額が現金で支給されます。<br>「診療費請求申請書」を提出 |
|          | 配偶者分産費   | 配偶者が出産をしたとき3000円が支給されます。<br>「分産費請求書」を提出   |
| 出産をしたとき  | 配偶者育児手当金 | 育児の費用の一部として2000円が支給されます。<br>「育児手当金請求書」を提出   |
| 死亡したとき   | 家族埋葬料    | 被扶養者が死亡したときに2000円が支給されます。<br>「埋葬料(費)請求書」を提出   |

資格を失ったあとの給付

引き続いて1年以上被保険者だった人が被保険者の資格を失ったとき(退職)も、それまで受けていた保険給付や退職後一定期間中に起った病気やけがなどに対して次のような給付が受けられます。

埋葬料に限り1年以上の被保険者期間を要しません。

1. 資格を失うまえから引き続き受けられる給付

| 給付の種類          | 受けられる給付  |
|----------------|--|
| 療養の給付<br>家族療養費 | 退職するとき受給中だった病気やけがに対しての療養の給付を受けはじめたときから5年間は引き続いて受けられます。<br>「資格喪失後継続療養受給届上」を提出 |
| 傷病手当金          | 退職するとき受給中だった傷病手当金は退職したあとも法定給付と同期間受けられます。<br>「傷病手当金請求書」を提出                    |

2. 資格を失ってからでも受けられる給付

| 給付の種類                 | 受けられる給付  |
|-----------------------|--|
| 分娩費<br>出産手当金<br>育児手当金 | 退職してから6カ月以内に分娩したときは、これらの給付が受けられます。<br>前掲の手続きが必要です。   |
| 埋葬料                   | 退職してから3カ月以内に死亡したとき、資格喪失後継続給付を受けていて死亡したとき、同じく資格喪失後給付を受けていて、これを受けなくなってから3カ月以内に死亡したときは、この給付が受けられます。<br>「埋葬料(費)請求書」を提出 |

### 身近な法律給付のいろいろ

| 関係ある法律     | 受けられる給付   |
|------------|---|
| 結核予防法      | 公費負担の規定で、結核性の病気の治療費の2分の1は国が負担します。                               |
| 伝染病予防法     | 伝染病院や隔離病棟に入院させられた場合の費用は、都道府県や市町村が負担し、その負担分は、健康保険の給付に優先します。      |
| 自動車損害賠償保障法 | 自動車事故のけがや病気の被害程度により、治療費、生活保障、慰謝料が規定範囲内で支払われます。                  |
| 厚生年金保険法    | 健康保険の療養をうけて3年過ぎても直らないとき、障害年金か障害手当金が支給されます。                      |
| 国民健康保険法    | 居住地の住民対象の保険ですら、健康保険の資格を失ったとき加入します。給付は被保険者で7割です。                 |
| 優生保護法      | 優生学上の立場から不良な子孫の出生の防止と、母胎の生命と健康を守ることを目的としているので、強制的手術は、国費で行なわれます。 |
| 生活保護法      | 生活困難で医療費の支払いができないときには、医療扶助を受けることができます。                          |

### 交通事故にあったら

私達の毎日は、交通地獄のなかで常に自動車という走る凶器に脅かされています。

万が一、あなたやご家族の方が交通事故にあったらどうするかと言うことを健康保険の立場からお知らせしておきますので、よく理解して必ず実行されるようお願い致します。

○ 第三者行為による傷害届を提出しましょう。

自動車事故などで第三者によってけがをさせられたり、またそのために病気になる場合、健康保険で治療を受けるときは、事故の内容、負傷の事実

第三者の住所、氏名などを診療を受けた医療機関に届け出なければなりません。なぜかと申しますと、医療機関は、この事故による損害について給付する代わりに被害者が第三者に請求できる治療費、休業補償費などを医療機関が給付した範囲内で請求できることになっているからです。交通事故で保険診療するときは、「第三者の行為による傷害届」を必ず提出しましょう。

交通事故にあったときの心得は次のとおりです。

- 警察官に必ず立ちあってもらおう。
- 事故の状況は、関係者以外には話さないこと。
- 目撃者がいたら、逸速く住所、氏名を聞いておくこと。
- 車検証や免許証を見せてもらうこと。
- 示談や損害賠償の請求はその場で決めずに慎重にすること。

日本火災海上保険株式会社の団体交通事故傷害保険に加入している人のために万一、事故にあったときは、次の事項を速かに最寄の日本火災海上保険㈱の代理店、もしくは支店又は速かに人事厚生課にご通知下さい。

- 1) 被保険者氏名
- 2) 事故月日
- 3) 事故発生場所
- 4) 事故原因と状況
- 5) 負傷の箇所と状態

保険金の請求手続は次のとおりです。

- 1) 保険金請求書（人事厚生課に備えてあります。）
- 2) 交通事故証明書（交通事故証明書は、警察署長、鉄道公安官、海上保安官の発行する証明書もしくは一般に警察権ありと考えられる者が発行する証明書とする。）
- 3) 死亡保険金請求の場合は、死亡診断書または死体検案書
- 4) 後遺障害保険金および医療保険請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書
- 5) その他日本火災海上保険㈱の要求する必要書類



被保険者のおこなう諸手続

| とんな場合は                               | 届書又は申請書                 | 提出期限  |
|--------------------------------------|-------------------------|-------|
| 各種給付金の請求(前述)                         | 給付金の請求書                 | ただちに  |
| 被保険者証を紛失したり、ぼろぼろになったり、余白がなくなったとき     | 被保険者証再交付申請書と滅失(紛失)届     | ただちに  |
| 自分の住所、氏名や被扶養者の氏名に変更のあったとき            | 氏名、住所変更届を被保険者証につけて提出    | 遅滞なく  |
| 被扶養者の届出、または異動のあったとき                  | 被扶養者届                   | 遅滞なく  |
| 被保険者の資格を喪失したとき                       | 被保険者証を事業主に返却            | 5日以内  |
| 療養中に資格を失ない、引き続き療養の給付を受けたいとき          | 資格喪失後継続療養受給届に被保険者証を添付して | 10日以内 |
| 家族(被扶養者)と別居しているため1枚の健康保険被保険者証では不便なとき | 遠隔地被保険者証申請書(住民票を添付)     | 遅滞なく  |

※ 事業団の職員になったときは、速かに次の書類を添えて被保険者の資格取得の手続をとりましょう。

|              | 被扶養者のいない人                | 被扶養者のいる人                        |
|--------------|--------------------------|---------------------------------|
| 始めて就職した人     | 提出書類なし                   | 被扶養者届                           |
| 以前に勤めたことのある人 | 厚生年金保険被保険者証<br>失業保険被保険者証 | 被扶養者届<br>厚生年金被保険者証<br>失業保険被保険者証 |

被扶養者の範囲については、前に述べましたが、扶養者届を提出する際に被扶養者が満16才以上、60才未満の者については、被扶養者が

- 1) 学生である場合は、在学証明書

2) 無職である場合は、民生委員もしくは地方公共団体の長の発行する無職無収入証明書が必要です。

## 2. 厚生年金保険 制度のあらまし

### (目的)

厚生年金保険は、勤労者の老令、疾病、死亡、脱退に保険給付を行ない勤労者と遺族の生活の安定をはかることを目的としています。

### (保険者)

この保険の経営は、すべて政府の責任で行なわれますが、昭和41年10月に厚生年金基金制度が発足、その一部を代行できることになりました。

### (被保険者)

厚生年金保険に加入している人を被保険者といいますが、その条件は健康保険と同じです。

### (標準報酬)

保険料や給付の計算基礎として、23等級に分けられた標準報酬が定められています。この表は健康保険料表と一緒に前掲しておきました。

### (保険料)

厚生年金保険事業は、被保険者と事業主が負担する保険料と国庫負担で賄われますが、保険料は男子が1,000円につき55円、女子が39円をそれぞれ事業主と被保険者が折半負担します。

### 調整年金

厚生年金保険の給付に、会社ごとに設けられる厚生年金基金からプラスアルファの給付を行なう制度です。これは昭和41年10月から発足した制度ですが、厚生年金保険と会社ごとに行なっている企業年金を結びつけてより高い給付を行なおうというものです。

現在事業団では、この実施について研究しております。

保険給付の一覧表

| 種類      | 給付の条件  | 受けられる給付  |
|---------|--|--|
| 老令年金    | 20年(男子40才,女子25才以後で15年)以上被保険者だった者が60才以上で退職したとき又は退職後60才になったとき、又は一定の疾病にある人                    | 基本年金額 = (250円 × 被保険者期間月数) + (平均標準報酬月額 × $\frac{10}{1000}$ × 被保険者月数)<br>加給年金額 = 妻又は子一人につき4800円                                      |
| 通算老令年金  | 厚生年金保険と国民年金に合わせて25年以上加入していた人、又は厚生年金保険と他の公的年金に合わせて20年以上加入していた人が60才になって退職したとき、又は退職後60才になったとき | 厚生年金保険から基本年金額が支給されます。<br>○国民年金と通算の場合<br>基本年金額 + (国民年金被保険者期間年数 × 2400円)   |
| 在職者老令年金 | 老令年金の受給に必要な被保険者期間を満たした人が65才になれば在職中でも受けられます。  | 老令年金の8割<br>(通算老令年金の場合と同様)  |
| 障害年金    | 6カ月以上被保険者だった人が、在職中の傷病で身体に障害が残ったとき障害の程度に応じて1級から3級までの障害年金が受けられます。                            | 1級 = 基本年金額 × $\frac{125}{100}$ + 加給年金額<br>2級 = 基本年金額 + 加給年金額<br>3級 = 基本年金額 × $\frac{75}{100}$                                      |
| 障害手当金   | 障害年金が受けられるほど重い障害でない場合  | 基本年金額 × $\frac{150}{100}$<br>(一時金)   |
| 遺族年金    | 老令年金受給資格のある人、又は6カ月以上被保険者だった人が死亡した場合、遺族に対し妻、子その他の遺族の順に支給されます。                               | 妻 = 基本年金額 × $\frac{1}{2}$ + 加給年金額<br>子 = {(基本年金額 × $\frac{1}{2}$ ) + (子の数 - 1人)の加給年金額} ÷ 子の数<br>その他 = 基本年金額 × $\frac{1}{2}$ ÷ 受給者数 |
| 脱退手当金   | 男子で5年以上被保険者だった人が60才に達したとき<br>女子は2年以上の被保険者が退職後直ちに   | 被保険者期間に応じて定められている率に、平均標準報酬月額を掛けた額  |

### 3. 失業保険

制度のあらまし

#### (目的)

失業保険は、勤労者がやむなく職を失ったとき、その失業期間中の本人や家族の生活の安定をはかることを目的とする制度です。

#### (保険者)

失業保険事業はすべて政府の責任で行なわれ、中央は労働省、地方は都道府県とその公共職業安定所で扱われています。

#### (被保険者)

この保険の被保険者には、工場、鉱山、会社、商店すべての事業所に働いている人はすべて入らなくてはなりません。

#### (賃金)

この制度では、各種の手当や現物で支給されるもの、住宅などの実質的な利益もすべて含んだ実際の賃金が保険料や、保険給付の計算の基礎になりますが、便利のために保険料の額と保険金の額が表で定められています。

#### (保険料)

この保険の費用は、被保険者のみなさんや事業主の負担する保険料と国庫負担で賄われています。保険料は、被保険者も事業主もおのこの賃金1,000円につき7円づつ負担することとされ、毎月の給料から事業主が差引いて、事業主の責任で政府に納入します。

### 失業保険で受けられる給付

#### 給付の条件

離職の日の前1年間に、被保険者期間が通算して6カ月以上あれば失業保険の給付が受けられます。

#### 給付を受けられる期間

離職の日の翌日から1年以内に、所定の日数の給付が受けられます。

#### 給付を受ける手続

再び就職することを希望して公共職業安定所に求職の申し込みを行なうと、その次の週から原則として1週間に1度失業保険金が支給されます。

給付される金額

被保険者だった期間に応じて、次の表のように給付日数が決められ、また1日あたりの給付金額は、離職前6カ月間の平均賃金日額の6割とされていますが、計算を便利にするために失業保険金額表が定められています。

給付日数表

| 被保険者として雇用された期間           | 被保険者期間 |              |               |       |
|--------------------------|--------|--------------|---------------|-------|
|                          | 1年未満   | 1年以上<br>5年未満 | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上 |
| 離職前1年間に被保険者期間が6～9カ月である者  | 90日    | 180日         | 210日          | 270日  |
| 離職前1年間に被保険者期間が10カ月以上である者 | 180日   | 180日         | 210日          | 270日  |

その他受けられる給付

| 種類      | 受けられる給付   |
|---------|---|
| 扶養加算金   | 配偶者と第1子には20円、第2子以下には10円が支給されます。   |
| 傷病給付金   | 保険金受給申の入が、病気やけがをしたときも、保険金相当額が支給されます。ただし健康保険の傷病手当金が支給されていれば支給されません。  |
| 就職支度金   | 受給資格者が所定日数の2分の1以上を残して就職したときに支給されます。<br>○ 給付日数の3分の2以上残っている場合<br>保険金の50日分<br>○ 給付日数の2分の1以上残っている場合<br>保険金の30日分 |
| 給付期間の延長 | 職業安定所の指示で職業訓練を受けたときは、給付日数が経っても、訓練中は失業保険金の給付を受けられます。   |
| 給付日数の延長 | 広域職業紹介活動によって職業の斡旋を受けるときは、指定する期間内だけ、給付日数が延長されます。   |

失 業 保 険 金 額 表

| 等級 | 賃 金 日 額  | 失業保険金日額 |
|----|----------|---------|
| 1  | 517円未満   | 300円    |
| 2  | 517円以上   | 320円    |
| 3  | 550円以上   | 340円    |
| 4  | 583円以上   | 360円    |
| 5  | 617円以上   | 380円    |
| 6  | 650円以上   | 400円    |
| 7  | 683円以上   | 420円    |
| 8  | 717円以上   | 440円    |
| 9  | 750円以上   | 460円    |
| 10 | 783円以上   | 480円    |
| 11 | 817円以上   | 500円    |
| 12 | 850円以上   | 520円    |
| 13 | 883円以上   | 540円    |
| 14 | 917円以上   | 560円    |
| 15 | 950円以上   | 580円    |
| 16 | 983円以上   | 600円    |
| 17 | 1,017円以上 | 620円    |
| 18 | 1,050円以上 | 640円    |
| 19 | 1,083円以上 | 660円    |
| 20 | 1,117円以上 | 680円    |
| 21 | 1,150円以上 | 700円    |
| 22 | 1,200円以上 | 740円    |
| 23 | 1,267円以上 | 780円    |
| 24 | 1,333円以上 | 820円    |
| 25 | 1,400円以上 | 860円    |
| 26 | 1,467円以上 | 900円    |
| 27 | 1,533円以上 | 940円    |
| 28 | 1,608円以上 | 990円    |
| 29 | 1,692円以上 | 1,040円  |
| 30 | 1,775円以上 | 1,090円  |
| 31 | 1,858円以上 | 1,140円  |
| 32 | 1,943円以上 | 1,190円  |
| 33 | 2,024円以上 | 1,240円  |
| 34 | 2,109円以上 | 1,290円  |
| 35 | 2,192円以上 | 1,340円  |
| 36 | 2,275円以上 | 1,400円  |

1. 労働者災害補償保険

制度のあらまし

(目的)

労災保険と呼ばれるこの保険は、労働基準法によって定められている勤労者の業務上の病気やけがに対して行なう事業主の医療費や休業補償の責任を遂行させるために、事業主が義務として加入する保険です。

(保険者)

この保険制度の経費は、すべて政府の責任で行なわれ、中央は労働省、地方は都道府県の労働基準局および労働基準監督署で行なわれます。

(被保険者)

この制度は、事業主の責任で加入する保険で、加入は事業ごとに定められ、

その事業に働く人はすべて被保険者になります。

(保険料)

この保険の保険料は、本来、事業主の行なう勤労者の疾病に対する補償責任を保険で行なうという制度なので、全額事業主の負担とされ、事業の危険率に応じて勤労者の賃金1円につき最高8銭から最低2厘までに区分されて定められています。

保険給付の一覧表

| 給付の種類    | 受けられる給付  |
|----------|--|
| 療養補償給付   | 業務上で病気やけがをした場合、その療養に要した費用として支給されます。治療期間は満3年までです。                               |
| 休業補償給付   | 業務上の傷病で職場を休み、賃金が受けられないとき、休み始めて4日目から1日につき給付基礎日額の100分の60が支給されます。期日は満3年までです。      |
| 障害補償年金   | 病気やけがが直ったあと、身体に障害が残ったときその障害が法令で定める1級から7級までの場合、給付基礎日額の240日分から100日分の間で年金が支給されます。 |
| 障害補償一時金  | 傷病が直ったあとの障害が、法令で定める第8級以下の場合、給付基礎日額の450日分から50日分の間で一時金が支給されます。                   |
| 遺族補償年金   | 業務上の傷病で死亡し、本人が扶養していた遺族がいる場合、給付基礎年額の4分の1と遺族1人につき給付基礎年額の100分の5の合計金額              |
| 遺族補償一時金  | 業務上の傷病で死亡し、本人が扶養していた遺族がない場合、給付基礎日額の400日分の一時金が支給されます。                           |
| 葬 祭 料    | 死亡した場合に、35,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額が支給されます。                                       |
| 長期傷病補償給付 | 業務上の傷病が治療開始後3年間たっても直らないときに、療養補償給付、休業補償給付にかえて療養の費用と                             |

| 給付の種類    | 受けられる給付   |
|----------|---|
| 長期傷病補償給付 | 給付基礎年額の100分の60が年金として支給されます。   |
| その他      | 長期傷病補償給付をうけていた人が治療を終り、身体に障害が残ったときは、障害補償給付が、死亡したときは遺族補償給付と葬祭料の支給が受けられます。 |

#### 厚生年金保険の年金受給の場合の取扱い

これらの給付については、同じ理由によって、厚生年金その他の法律により障害年金または遺族年金の支給が受けられる場合がありますが、そのときは、労災保険の給付から厚生年金保険法などによって受けられる給付の100分の50を減額された額が支給されることになっています。



